

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	22	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	小規模企業者等設備導入資金貸付制度における貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模企業者等設備導入資金貸付制度における貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税（収益事業からの除外）措置 ・特例措置の内容 現在、貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業については、法人税法施行令第5条（非課税の範囲）により非課税措置（収益事業からの除外）を受けているところである。 今般、地方分権改革推進計画により、小規模企業者等設備導入資金助成法第12条（「事業計画」の規定）の規定が削除されるが、貸与機関の事業の実施方法は基本的に変更がないため、同条同項に規定する「事業計画」を引用する法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）につき所要の改正を行い、現行の非課税措置が継続されるよう要望する。 ※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布。助成法は平成24年4月1日施行） 	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	（初年度）－百万円（－百万円） （平年度）－百万円（－百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月22日法律第115号。以下「助成法」という。） ・政策目的 本制度は、信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を支援して小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進することを目的としており、助成法に基づき、各都道府県の貸与機関を通じ、設備資金の無利子貸付け及び設備貸与を実施しているものである。 また、貸与機関の法人税申告等に係る事務負担を軽減し、貸与機関における事業の省力化することにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に関する情報の提供及び助言を行うという貸与機関の本来の事業の充実を図ることとしている。 <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業について、国又は県が直接行う場合は、一般的には、専門的知識の蓄積や債権管理面についての限界もある。 こうしたことから、利用者の利便性を向上させるとともに専門的知識の蓄積を図ること、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に係る無利子貸付けを含む設備導入の資金負担の軽減や必要な情報提供等の見地から、引き続き貸与機関に当該事業を行わせる必要がある。 ・地方分権改革推進委員会の第3次勧告（平成21年10月7日において、国の義務付け・枠付け見直しの一つとして、助成法第12条第1項に規定する「都道府県の事業計画の作成」については、廃止又は「できる」規定化等、とされたところ。 これを受けて、今般、地方分権改革推進計画で「都道府県の事業計画の作成に係る規定（第12条第1項）は、廃止する。」ことが閣議決定された。 助成法第12条の規定の削除に伴い、同条同項に規定する「事業計画」を引用する法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）につき所要の改正が必要となる。 すなわち、同施行令の規定は、助成法に基づく貸与機関が行う下記事業に係る税制上の手当（収益事業からの除外）を規定し、当該手当の範囲を小規模法第12条第1項に規定する「事業計画」に係る事業に限定しているもの。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与事業 <ul style="list-style-type: none"> →物品販売業：施行令第5条第1項第1号 →物品貸付業：施行令第5条第1項第4号 ・設備資金貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> →金銭貸付業：施行令第5条第1項第3号 <p>その趣旨は、貸与機関は、都道府県が所管する公的機関であり、助成法に基づく設備貸与事業及び設備資金貸付事業を実施する機関であることを踏まえ、助成法の推進の観点から、助成法で定める事業に限って税制上の手当をしているもの。</p> <p>したがって、今般、地方分権改革推進計画に基づき助成法第12条第1項（都道府県の事業計画の作成）を廃止した後も、引き続き国として助成法を推進し、貸与機関が助成法に基づく設備貸与事業及び設備資金貸付事業を着実に実施し、現行税制上の手当と同様の措置が図られるよう、法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）の規定につき所要の改正が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進 (数値目標) 現状の需要低迷が回復するという前提に立って、 400億円/年、3,000件/年
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	24年度から5年間で上記目標
	政策目標の達成状況	制度変更後の平成12年度から平成22年度までにおける貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の事業実績累計は、 約3,136億円、23,728件。 (285億円/年、2,157件/年)
有効性	要望の措置の適用見込み	・本措置の適用事業者 平成24年度2,400者、平成25年度2,550者、平成26年度2,700者 ・適用事業者の範囲の見込み 創業者並びに、従業員規模が20人以下の小規模企業者及び50人以下の中小企業企業者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	無利子の貸付けや低料率による設備貸与を提供することによって、係る小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進を図り、付加価値額の向上が期待される。(平成23年2月に実施した平成16年度採択者に対する約230者のサンプル調査では、付加価値額向上率が3年目に平均で約4割向上。) 非課税措置に因って、制度の目的である資金調達力が脆弱な小規模企業者等に対して、低料率での設備貸与を提供することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	・本事業の非課税(収益事業から除外)措置と同一の目的・対象条件の事業はない。 ・貸与機関の行う資金貸付事業は無利子貸付けで収益はない。 また、設備貸与事業は基準割賦損料率が年3%以内と定められており、損料の内容(構成)は人件費、借入金の支払利息、事務経費等であり、貸倒等に備えた信用コストは基準割賦損料料には含まれていない。これまで人件費等固定費の削減努力をし、貸倒等の事故に備えた貸倒引当金の積立てに留意しつつ事業運営を行ってきたところである。 一方、銀行の貸出金利の構成は、信用格付基準(ランク付)に基づく信用コストを金利に組み込んでおり、融資企業の信用リスクに対応した金利体系となっていることを考慮すると、低料率で設備貸与を提供するための必要最小限の特例措置といえる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>貸与事業における試算 平成16年度 ▲ 4百万円 平成17年度 ▲ 12百万円 平成18年度 ▲ 19百万円 平成19年度 ▲ 15百万円 平成20年度 ▲ 13百万円 平成21年度 ▲ 12百万円 平成22年度 ▲ 13百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>利益相当額、貸倒引当金などの信用コスト、上記試算による税負担相当額を、基準割賦損料率の経費として織り込んでいないことから、低料率で設備貸与を提供。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>小規模企業の経営革新及び新規創業の促進</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和41年度 創設（設備貸与事業—割賦制度） （法人税法施行令第5条①1ロ） 昭和61年度 拡充（設備貸与事業—リース制度） （法人税法施行令第5条①4ハ） 平成12年度 拡充（法律改正による制度見直しにより、設備資金貸付事業の非課税（収益事業からの除外）措置の創設（法人税法施行令第5条①3ヌ）） （設備貸与事業の非課税措置の継続） 平成23年度 拡充 本要望と同じ。税制大綱で関係法令制定を前提に認められたが、関係法令の制定が遅れたため</p>